

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

2023年8月号 (Vol.7)

令和4年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例 ／Illumina/Grailのガン・ジャンピング規制違反に対する欧州委員会 による制裁金の決定

- I. 令和4年度における企業結合関係届出の
状況及び主要な企業結合事例
- II. Illumina/Grailのガン・ジャンピング
規制違反に対する欧州委員会による制裁
金の決定

森・濱田松本法律事務所

弁護士 宇都宮 秀樹

TEL. 03 5223 7784

hideki.utsunomiya@mhm-global.com

弁護士 柿元 将希

TEL. 03 6266 8971

masaki.kakimoto@mhm-global.com

弁護士 門田 航希

TEL. 03 5293 4848

kouki.kadota@mhm-global.com

弁護士 上村 莉愛

TEL. 03 6212 8346

rie.uemura@mhm-global.com

弁護士 島田 真志

TEL. 03 6212 8382

masayuki.shimada@mhm-global.com

弁護士 前川 涼

TEL. 03 6266 8922

ryo.maekawa@mhm-global.com

I. 令和4年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例

(宇都宮、島田、前川)

1. はじめに

公正取引委員会（以下「公取委」といいます。）は、令和5年6月28日、令和4年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例を公表しました¹。公取委は、毎年、前年度における企業結合関係届出等の状況及び主要な企業結合事例を公表しており、企業結合審査のトレンドや公取委の関心を知るための貴重な資料となっています。

本稿では、同資料に基づき、令和4年度の企業結合審査の概況と、主要な企業結合事例から窺われる公取委による企業結合審査の傾向等について簡単に触れることといたします。

¹ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/230628j.html>

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

2. 令和4年度の企業結合審査の概要

(1) 届出・審査の件数等

ア 届出件数等

令和4年度に公取委が企業結合計画の届出を受理した件数は306件であり、うち、第1次審査終了前に届出が取り下げられた7件²を除くと、全ての案件でクリアランス（排除措置命令を行わない旨の通知）が出されています。また、公取委が第1次審査を行った結果、「より詳細な審査が必要であるとして、第2次審査に移行したもの」は1件もありませんでした。毎年の届出件数は、現行の届出基準が開始された平成22年以降は300件前後で推移しており、令和4年度における届出件数も例年と比較して大きく変わっていません。他方、第2次審査に移行した案件は、以前は毎年数件程度ありましたが、令和元年度から3年度続けて1件のみとなり、昨年度はゼロとなりました。その理由としては、明らかに第2次審査が必要となるような大型案件が存在しなかったという事情も考えられますが、同時に、届出前相談手続において、実質的に第2次審査と同様の審査が行われている案件がこれまで以上に増加しているという事情も考えられるところです。

また、後述するとおり、従来は第2次審査を開始した案件についてのみ行われていた第三者からの情報・意見の募集が、令和4年6月以降はデジタル案件を中心に第2次審査が開始されていない案件についても実施されるようになり、令和4年度では2件実施されました。

イ 届出を要しない企業結合についての審査の増加

令和4年度において審査を終了した案件のうち、届出を要しない企業結合計画³が15件ありました。公取委は、令和元年に改定した「企業結合審査の手続に関する対応方針」⁴において、届出を要しない企業結合計画であっても、買収に係る対価の総額が大きく、かつ、国内の需要者に影響を与えると見込まれる場合には、当事会社に資料等の提出を求め企業結合審査を行う旨、また、買収に係る対価の総額等について一定の目安を満たす場合には公取委に相談することが望まれる旨を明らかにしているところ、公取委が届出を要しない企業結合について審査を実施する件数は年々増えています（令和2年度は9件、令和3年度は14件）。

(2) デジタル化等への対応

公取委は、令和4年6月16日、デジタル化等に対応した企業結合審査への対応方針として、第三者からの情報・意見の募集、当事会社の内部文書の審査への活用、経

² 届出が取り下げられる理由は様々であり、令和3年度の取下件数は8件でした。

³ 届出を要しない企業結合計画とは、当事会社からの相談があったもの又は公正取引委員会が職権で審査を開始したものをいいます。

⁴ <https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/taiouhoushin.html>

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

済分析の活用といった取組を進めることを公表しました⁵。

これを受け、公取委は、令和4年度において、第2次審査が開始されていない2つの案件で、第三者からの情報・意見を募集しました。また、当事会社の内部文書の審査への活用に関しても、公取委は令和4年6月22日に公表した対応方針⁶に基づき、多くの案件で内部文書の提出を求めており、令和4年度における主要な企業結合事例にもそのような事例が2件含まれています。経済分析についても、令和4年度における主要な企業結合事例のうち経済分析が実施されたものが2件存在します。

3. 令和4年度における主要な企業結合事例から窺われる企業結合審査の傾向等

以下では、「令和4年度における主要な企業結合事例」として公取委が公表した9事例（以下「事例集」といいます。）⁷から窺われる、最近の公取委による企業結合審査の傾向等について検討いたします。

(1) 水平型企業結合

競争関係にある当事会社間による企業結合（水平型企業結合）は、競争への影響が直接的であるため、公取委による企業結合審査において重要なウエイトを占めています。令和4年度においても、事例集に掲載された9事例のうち、水平型企業結合について審査されたものは7件を占めています。これらのうち、製造業の事例が6件を占め、いずれも市場シェアが相当高い当事会社間の案件となっていますが、いずれも無条件でのクリアランスが出ています。近時、産業構造の変化・環境規制への対応やリストラ、国際競争力の強化等を目的として、国内市場をリードする企業間で統合等が検討されるケースが増えているところ、公取委は、そのような案件について単純に合算市場シェアが高いといった形で門前払いせず、様々な形で柔軟に競争圧力を認め、問題なしとの結論を導いていることが読み取れます。

例えば、事例集の事例3では、結合後の当事会社グループのシェアが約60%となり、競争事業者も市場シェア約40%を有する1社のみとなっている商品について、公取委は、潜在的な輸入圧力（現時点で輸入はほとんど行われていないものの、国内外の事業者の製品の機能・効用等に大きな差はないとして、競争圧力が認められました。）や需要者からの競争圧力を評価し、統合後の当事会社グループが単独で競争を実質的に制限するおそれを否定しました。また、公取委は、同商品について、取引実態を踏まえ、当事会社グループと競争事業者が互いに行動を予測することは困難であるとして、協調的行動による競争の実質的制限のおそれも否定し、独禁法上問題ないと判断しました。

⁵ 令和4年6月16日公表「デジタル化等社会経済の変化に対応した競争政策の積極的な推進に向けて—アドボカシーとエンフォースメントの連携・強化—」

⁶ 令和4年6月22日公表「企業結合審査における内部文書の提出に係る公正取引委員会の実務」

⁷ <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/kiketsu/230628jbettenn2.pdf>

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

また、事例 4 では、一定の商品について当事会社グループの合算市場シェアが 100%となるにもかかわらず、公取委は、商品の特性から当事会社グループの競合の程度が企業結合前から限定的であったことや、川下市場（検討対象商品を組み込んだ商品の市場）において隣接商品への切替えの動きがあることを「間接的な隣接市場」からの競争圧力として評価し、独禁法上問題ないと判断しています。

(2) 垂直型企業結合・混合型企業結合

水平型企業結合に対して、同一市場での競争関係がない会社間の企業結合は、垂直型企業結合・混合型企業結合と呼ばれています。垂直型企業結合とは、取引段階を異にする会社（メーカーとその製品の販売業者等）の企業結合をいい、混合型企業結合とは、水平的企業結合・垂直型企業結合のいずれにも該当しない企業結合をいいます。

垂直型企業結合及び混合型企業結合は、市場における競争単位の数を減少させないため、一般に、水平型企業結合に比べて競争に与える影響は大きくないと考えられています。もっとも、近時、これら企業結合についても、競争当局の関心が高まっており⁸、事例集に掲載される垂直型企業結合及び混合型企業結合の数も相応の数も占めています。令和 4 年度の事例集でも、垂直型企業結合に触れたものが 4 事例、混合型企業結合に触れたものが 2 事例あり、いずれにおいても市場閉鎖による競争の実質的制限のおそれの有無について細かい検討が行われています。

例えば、事例集の事例 5 では、取引の上流から下流にかけて 3 つの取引段階が複雑に絡む事業における垂直型企業結合について、公取委は、既に一部において当事会社が垂直統合していることも踏まえて市場閉鎖のおそれを緻密に整理・検討し、独禁法上問題ないと判断しています。

また、事例 9 では、間接ネットワーク効果が働くプラットフォーム事業者間の企業結合について、公取委は、水平型企業結合に加えて混合型企業結合の側面にも着目し、市場閉鎖を行う能力や秘密情報の入手、潜在的競争の消滅といった観点から緻密に検討し、独禁法上問題ないと判断しています。

(3) 問題解消措置

企業結合が市場における競争を実質的に制限する場合であっても、当事会社が一定の適切な措置を講じることでその問題を解消できる場合があるとされており、このような措置は「問題解消措置」と呼ばれています。令和 4 年度は、問題解消措置を前提にクリアランスが出された事例は 1 件のみ（事例集の事例 6）でした。同事例は、メーカー間の共同出資会社の設立について垂直型企業結合の観点から審査が行われ、川下市場で事業を営む出資者と川上市場で事業を営む対象会社との間にお

⁸ 海外当局の最近の動向として、例えば、米国競争当局（DOJ 及び FTC）は、2020 年に垂直型企業結合ガイドラインを公表した（その後 FTC は撤回）ことに続き、2023 年 7 月 19 日には新しい Merger Guidelines（企業結合ガイドライン）の草案を公表し、そこでは垂直型企業結合について競争の実質的制限を推定する数値基準を新たに定める等、規制強化に向けた姿勢を見せています。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

ける情報遮断措置が問題解消措置として講じられました。垂直型企業結合における問題解消措置として情報遮断措置が講じられることは、企業結合ガイドラインにも近年確認的に追記された典型的なものです。

(4) 経済分析

企業結合審査は、企業結合が企業の価格設定や研究開発投資インセンティブ等不及ぼす変化や、それが市場の競争に与える影響を予測し、市場における競争を実質的に制限するかを判断するものであるため、経済分析との親和性が高いと考えられています⁹。公取委は、従来から、企業結合審査において経済分析を活用していましたが¹⁰、前記のとおり、公取委は、令和4年6月に公表したデジタル化等に対応した企業結合審査への対応方針において経済分析の活用にも触れており、令和4年度の事例集でも経済分析に触れられた事例が2例存在します。

例えば、公取委は、事例4において、当事会社グループが提出した販売実績データ等から当事会社間の競争の度合いを分析し、事例7において、当事会社が提出した海外における臨界転換分析¹¹と同様の分析を日本市場に限定したデータで分析したことを明らかにしています。

もっとも、両事例とも、経済分析が審査に与えた影響は限定的であり、事例数や分析手法に鑑みても、令和4年度において企業結合審査に経済分析が活用されたとまでは言い難いようにも思われます。

(5) 内部文書の利用

前記のとおり、公取委は、令和4年6月、企業結合審査における当事会社の内部文書の意義、提出を求める内部文書の範囲、内部文書の提出時期等を詳細に公表し、当事会社の内部文書を企業結合審査に活用する方針を明らかにしています。

例えば、事例7では、公取委が当事会社グループに対し、取締役会等の各種会議で実際に使用された企業結合に関する資料一式、及び、当事会社グループ内部における競争分析に係る資料等の提出を求め、これらの資料を精査して審査を行ったことが明らかにされています。

4. おわりに

令和4年度において、公取委による企業結合審査に顕著な変化や動きはなかったと見受けられます。もっとも、以上で述べたとおり、第2次審査に進んだ案件こそなかったものの、事例集からは、公取委が案件に応じて詳細に審査を実施していること

⁹ 深町正徳『企業結合ガイドライン〔第2版〕』（商事法務、2021）400ページ

¹⁰ <https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/toukeishiryo/keizaibunseki/index.html>

¹¹ 投入物閉鎖のインセンティブの有無の検討に当たり、「投入物閉鎖を行うことで失うことになる利益」と、「投入物閉鎖を行うことで得ることになる利益」を計算したうえで、これらが拮抗する場合の、投入物閉鎖により排除される競争事業者から当事会社への需要者の切替割合（臨界転換率）を計算し、その実現可能性を評価する手法をいいます。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

が分かります¹²。また、届出を要しない企業結合について公取委が審査を行った案件が15件も存在し、件数が年々増加傾向にあることから、今後、ニッチ市場案件やスタートアップ買収案件等を中心に、届出基準を満たさない案件についても公取委が職権で調査を実施する可能性を考慮に入れ、独禁法上の問題の有無を予め検討・整理しておく必要性が高まっているといえます。

II. Illumina/Grail のガン・ジャンピング規制違反に対する欧州委員会による制裁金の決定

(柿元、門田、上村)

1. はじめに

欧州委員会（以下「欧州委」といいます。）は、米国を拠点とする医療機器大手の Illumina, Inc.（以下「Illumina」といいます。）による、米国を拠点とするヘルスケア事業者である Grail, Inc.（現 Grail LLC）（以下「Grail」といいます。）の株式取得（以下「本件取引」といいます。）について、2021年6月より審査を開始し（以下「本件審査」といいます。）¹³、詳細な審査を経て2022年9月にこれを禁止する旨の決定¹⁴を行いました（以下「本件禁止決定」といいます。）。他方、Illumina 及び Grail は、本件審査が進行中である2021年8月に本件取引を実行し、これを公表していました¹⁵。

欧州委は、2023年7月12日、上記の Illumina 及び Grail による本件取引の実行について、欧州委の承認前に実施されたものであり、欧州の企業結合規則（EU Merger Regulation¹⁶、以下「EUMR」といいます。）に違反したと判断し、Illumina に対して約4億3,200万ユーロ、Grail に対して1,000ユーロの制裁金をそれぞれ課す旨の決定を行いました（以下「本件制裁」といいます。）¹⁷。

本件取引は、欧州委の審査が進行しているさなかに当事会社により意図的に実行されたという点で、前例のない事案です。そして、本件制裁は、欧州委が、ガン・ジャンピングに関する制裁金について減額を認めず、法令上の上限額（全世界における売上の10%）を課した初の事例であり、またその金額も過去最高額となっています。さらに、本件制裁は、欧州委が対象会社に対して制裁金を課した初の事例でもあるという点でも、注目に値します。

¹² 第2次審査は公取委からの報告等要請への対応が必要となり、所要時間・対応コストともに大きな負担となるため、届出前相談を充実させることにより第2次審査への移行を回避できれば当事会社にメリットがある一方、審査期間の目途が立ちづらくなり、審査内容の透明性を確保することも難しくなりがちである点には留意が必要です。

¹³ European Commission, [Mergers: Commission opens in-depth investigation into proposed acquisition of GRAIL by Illumina](#) (July 22, 2021)

¹⁴ European Commission, [Mergers: Commission prohibits acquisition of GRAIL by Illumina](#) (6 September, 2022)

¹⁵ <https://www.illumina.com/company/news-center/press-releases/press-release-details.html?newsid=53c5d93c-454e-4685-aebb-caca6655391c>

¹⁶ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=celex%3A32004R0139>

¹⁷ European Commission, [Mergers: Commission fines Illumina and GRAIL for implementing their acquisition without prior merger control approval](#) (12 July, 2023)

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

本稿では、以下のとおり、本件制裁の経緯及び概要について主にご紹介しつつ、欧州委が近年に実施したガン・ジャンピングに関する他の事例に照らした本件の意義について述べます。

2. 本件制裁の経緯及び概要

(1) 欧州におけるガン・ジャンピング規制

EUMR は、所定の届出要件を満たす企業結合について、欧州委に対する事前届出義務を定めています（4 条 1 項、1 条 2 項）。また、欧州委は、届出要件を満たさない企業結合の場合でも、加盟国により審査の要請（以下「付託要請」といいます。）を受けた案件について審査を行うことができるとされています。また、欧州委は、審査を行うことを決定した案件について、当事会社に対して事前届出を求めることができます（以上、22 条 1 項～3 項）。

そして、企業結合の当事会社は、上記のように事前届出義務のある企業結合や、22 条に基づき欧州委による審査の対象となった企業結合については、欧州委による審査が完了するまで、取引を実行することが禁止されます（22 条 4 項、7 条 1 項。以下「待機義務」といいます。）。この待機義務は、実務上「ガン・ジャンピング（英語で「フライング」の意）」規制と呼ばれます。

当事会社が企業結合に際して届出義務や待機義務に違反した場合、欧州委は当事会社に対して、当事会社の全世界売上高の 10% を上限とする制裁金を課することができます（14 条 2 項）。実際の制裁金の額は、違反の性質、重大性、期間のほか、種々の軽減及び加重事由が考慮されます（14 条 3 項等）。

(2) 本件制裁の経緯及び概要

本件取引は、遺伝子及びゲノム解析のための次世代シーケンサーシステム（以下「NGS システム」といいます。）の主要な供給事業者である Illumina が、その顧客であり NGS システムを用いたがん検査試験を提供する事業者である Grail の株式を取得し、同社の単独支配権を獲得することを内容とするものでした。

本件取引は、2020 年 9 月に公表¹⁸されましたが、EUMR が定める届出要件を満たしていなかったため、当初、欧州委に対する届出は行われませんでした。しかし、欧州委が 2021 年 4 月にフランスをはじめとする 6 つの加盟国の付託要請を受理したことに伴い、当事会社は同年 6 月に本件取引に関して届出を行いました。そして、欧州委は本件審査を行い、最終的に 2022 年 9 月、本件株式取得を通じて Illumina が Grail の競合事業者に対して NGS システムの供給拒否を行うことにより、今後発展が見込まれる、血液を用いた早期がん検査の市場におけるイノベーションや阻害し、患者の選択肢が減少する懸念があることから、本件株式取得を禁止する旨の決定（本

¹⁸ <https://www.illumina.com/company/news-center/press-releases/press-release-details.html?newsid=c8cbb5d-efa8-491d-9b27-be77660bbd42>

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

件禁止決定)を行いました。欧州委は、同年12月、本件取引を解消するための是正措置を求める旨の異議告知書を発出しています¹⁹。

他方、Illumina及びGrailは、本件審査が進行中であった2021年8月の時点で本件取引を実行し、これを公表しました。これに対し、欧州委は、同月より両社の待機義務違反の有無について調査を開始し²⁰、2022年7月には両社が審査完了前に本件取引を実行したとの暫定的な見解を示しました²¹。そして、欧州委は、2023年7月12日、本件取引に関して、Illuminaに約4億3,200万ユーロ、Grailに1,000ユーロの制裁金をそれぞれ課料す旨の本件制裁を決定しました。

本件制裁に至るまでの時系列については、下表をご参照ください。

日時	出来事
2020年9月20日	Illumina及びGrail、本件取引に関する契約を締結
2020年9月21日	Illumina及びGrail、上記契約締結を公表
2021年4月19日	欧州委、加盟国(フランス等)から付託要請を受理
2021年6月16日	欧州委、本件取引に関する届出を受理し、本件審査を開始
2021年7月22日	欧州委、本件取引に関する詳細審査の開始
2021年8月18日	Illumina及びGrail、本件取引の実行及び公表
2021年8月20日	欧州委、上記実行の待機義務違反の有無に関する調査開始
2022年7月13日	欧州一般裁判所、欧州委による2021年4月19日の付託要請の受理決定を支持、本件取引の審査に関する欧州委の管轄権を承認 ²²
2022年7月19日	欧州委、待機義務違反があったとの暫定的な見解を公表し、IlluminaとGrailに異議告知書を送付
2022年9月6日	欧州委、本件禁止決定
2022年12月5日	欧州委、IlluminaとGrailに異議告知書を送付、本件取引を解消するための是正措置を求める意向を通知
2023年7月12日	欧州委、本件制裁を決定

(3) 本件制裁の内容及び意義

上述のとおり、当事会社が待機義務に違反した場合、欧州委は当事会社に対して、当事会社の全世界売上高の10%を上限とする制裁金を課することができます。もっとも、従前は、待機義務違反に関して、上限額である10%の制裁金が課された例はなく、また、対象会社に対して制裁金が課された例もありませんでした。

¹⁹ European Commission, *Mergers: The Commission adopts a Statement of Objections outlining measures to unwind Illumina's blocked acquisition of GRAIL* (5 December, 2022)

²⁰ European Commission, *Mergers: Commission starts investigation for possible breach of the standstill obligation in Illumina / GRAIL transaction* (20 August, 2021)

²¹ European Commission, *Mergers: Commission alleges Illumina and GRAIL breached EU merger rules by early implementation of their acquisition* (19 July, 2022)

²² Judgment of the General Court of 13 July 2022, *Illumina, Inc. v European Commission*, T-227/21

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

しかし、本件制裁において、欧州委は、Illumina と Grail が欧州委の審査中に「故意かつ意図的（“knowingly and intentionally”）」に待機義務に違反したと認定し、これを、EU の企業結合規制の実効性を損なう、「前例のない非常に深刻（“unprecedented and very serious”）」な違反行為であると評価しました。特に、欧州委は以下の点に言及しています。

- ① Illumina は、待機義務違反による制裁金のリスクと、本件取引が実行に至らなかった場合に Grail に対して支払う違約金 (break-up fee) のリスクについて、戦略的に比較検討を行った。また、Illumina は、最終的に Grail の売却を余儀なくされたとしても、審査完了に先行して本件取引を実行することによって得られる潜在的利益についても考慮した。その結果、Illumina は、本件審査の進行中に、意図的に本件取引を実行することを決定した。これは非常に重大な違反行為であり、このような行為を抑止するためにも、相応の制裁金を課す必要がある。
- ② Grail は、本件取引について待機義務を十分に認識していたにもかかわらず、取引完了を可能にする法的手段を講じる等、当該義務侵害に積極的な役割を果たした。

そして、欧州委は、上記を踏まえ、Illumina に対し、上限である同社の総売上高の10%の制裁金を課すことを決定し、その金額は、過去最高額である約4億3,200万ユーロに達しました。また、欧州委は、初めて、株式取得会社のみならず対象会社にも制裁金を課すこととし、Grail に対して、1,000ユーロの制裁金を課すことを決定しました。

3. 欧州委によるガン・ジャンピング規制に関する執行状況

欧州委が近年に実施したガン・ジャンピング行為に対する主要な執行事例としては、例えば、以下のような事例が挙げられます。このうち、Altice Europe NV に対する制裁金は、本件制裁まで過去最高額となっていました。

決定日時	対象事案	制裁金等
2009年6月10日 ²³	Electrabel による Nationale du Rhône の株式取得	Electrabel に対し 2,000 万ユーロの制裁金
2014年7月23日 ²⁴	Marine Harvest ASA による Morpol ASA の株式取得	Marine Harvest ASA に対し 2,000 万ユーロの制裁金
2018年4月24日 ²⁵	Altice による PT Portugal の株式	Altice に対し 1 億 2,450 万

²³ European Commission, [Mergers: Commission fines Electrabel 20 million euros for acquiring control of Compagnie Nationale du Rhône without prior Commission approval](#)(10 June, 2009)

²⁴ European Commission, [Mergers: Commission fines Marine Harvest € 20 million for taking control of Morpol without prior EU merger clearance](#)(23 July, 2014)

²⁵ European Commission, [Mergers: Commission fines Altice €125 million for breaching EU rules and controlling PT Portugal before obtaining merger approval](#)(24 April, 2018)

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

	取得	ユーロの制裁金
2019年6月27日 ²⁶	キヤノン(株)による旧東芝メディカルシステムズ(株)の株式取得	キヤノンに対し 2,800 万ユーロの制裁金

4. まとめ

本件禁止決定については、従来より、欧州委に対する届出要件（EUMR1条2項）を満たさない企業結合であっても、欧州委がEUMR22条に基づいて管轄権を行使して審査を行い、結果的に取引自体が禁じられる場合があることを示すものとして、先例的な価値の高い事案として考えられてきました。そして、今回、欧州委は、上記2.(3)で述べたように、株式取得会社に対して類を見ない制裁金を課すとともに、対象会社に対しても制裁金を課す等、本件制裁を通じて、ガン・ジャンピング規制の違反に対して厳しい姿勢で臨むことを改めて示しました。

このように、本件禁止決定及び本件制裁を踏まえると、欧州を含む特定の市場に対して大きな影響を与え得る企業結合については、形式的に欧州委の届出要件を満たしていない場合でも欧州委の審査対象となる可能性があり、実際に審査が行われた場合には、通常の届出対象案件と同様にガン・ジャンピング規制が厳格に適用されるという点を認識する必要があります。また、今後も故意に待機義務に違反した場合に欧州委が非常に厳しい態度で臨むことは明らかであるため、当事会社が戦略的なリスク判断によって敢えて待機義務に違反することは、コンプライアンスの観点から望ましくないだけでなく、原則として経済的な合理性も見出しがたいと考えられます。

なお、Illuminaは、本件制裁を不服として上訴すると発表しています²⁷。そのため、本件制裁が訴訟で争われる可能性があり、その場合には、裁判所がどのような判断を行うかが注目されます。

以上

²⁶ European Commission, [Mergers: Commission fines Canon €28 million for partially implementing its acquisition of Toshiba Medical Systems Corporation before notification and merger control approval](#) (27 June, 2019)

²⁷ <https://www.illumina.com/company/news-center/press-releases/press-release-details.html?newsid=00b9dc9e-ee82-4b50-bc5f-47a07220450b>

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

セミナー情報

- セミナー 『一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会（エコツェリア協会）主催「CSV 経営サロン 2023 第1回 環境ビジネスに必要なリーガルマインド～グリーンウォッシュといわれなかったために～（仮）」』

開催日時 2023年9月8日（金）10:00～12:00

講師 高宮 雄介

主催 一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会（エコツェリア協会）

- セミナー 『近時の M&A 取引の基本的特徴と最新動向を 60 分で解説～カーブアウトや上場会社をめぐる M&A 取引を題材に～』

開催日時 2023年9月8日（金）14:00～15:00

講師 林 宏和、李 政潤、西本 良輔、喜多野 恭夫

主催 Business&Law 合同会社

- セミナー 『競争法審判決研究会「グリーン社会に向けた事業活動と競争法・独禁法の関係に関する論点の展開～グリーンガイドライン及び経済学的見地も踏まえて（仮）」』

開催日時 2023年9月29日（金）18:00～20:30

講師 高宮 雄介

主催 競争法審判決研究会

- セミナー 『第 5208 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「脱炭素や ESG に配慮した事業活動に関する独禁法上の留意点とその対応～公取委グリーンガイドラインの詳細解説と実務的な観点からの活用可能性を中心に」』

開催日時 2023年10月2日（月）10:30～15:30

講師 高宮 雄介

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

文献情報

- 論文 「The Intellectual Property and Antitrust Review 8th Edition - Japan Chapter」

掲載誌 The Intellectual Property and Antitrust Review 8th Edition

著者 高宮 雄介、大段 徹次、塩崎 耕平、上村 莉愛（共著）

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

NEWS

- インドネシアにおけるストラテジック・インテリジェンスサービスの開始について

森・濱田松本法律事務所は、インドネシア・ジャカルタにおいて、本年7月までインドネシア投資省（BKPM）ジャパンデスク担当として活動していた本間 久美子 氏（以下「本間氏」）を迎え、ストラテジック・インテリジェンスサービスの提供を開始することを決定いたしました。

ストラテジック・インテリジェンスサービスとは、インドネシア現地の政治・経済・各種統計情報等をインドネシア語の一次情報から収集し、当該情報を多面的に分析すること、当該分析結果を当地事情も踏まえて立体的に提供しつつ、必要に応じた政府機関への働きかけについてもサポートすることを内容としたサービスとなります。

インドネシアでは、既存事業拡大や新規事業開始等の経営戦略を検討する際に、必ずしも文字化されていないインドネシア政治・経済・業界動向の動きを把握することや、散逸している情報を統合し、多角的な分析を行うことは必ずしも容易ではありません。ストラテジック・インテリジェンスサービスは、このようなお悩みを持たれているクライアントの皆様のニーズにお応えし、インドネシアにおける経営戦略の検討と実行に活かしていただくためのサービスとなります。

ストラテジック・インテリジェンスサービスは、インドネシアでの日本政府機関等での職務経験が長く、また、直近ではBKPM ジャパンデスクとしてインドネシア政府側にも入って活動をしてきた本間氏が中心となり、ジャカルタオフィスと一体となって提供させていただきます。本間氏はインドネシア語も堪能であり、日本政府機関・インドネシア政府の立場から、各種産業データを始めとするインドネシアの政治経済動向を長年に亘って取り扱っているプロフェッショナルです。

ストラテジック・インテリジェンスサービスは、従来の法務サービスに追加される新たな形のサービスであり、この機能の追加により、ジャカルタオフィスが提供する法務サービスについても、法令改正等の背景にある政治経済状況や業界動向をより深く理解した上で、更に深い法務アドバイスの提供をさせていただきます。

今後も、ジャカルタオフィスと本間氏が一体となって、クライアントの皆様のインドネシアにおける、Firm of Choice となれるよう、更に尽力して参ります。

ANTITRUST/COMPETITION NEWSLETTER

ストラテジック・インテリジェンスサービスの業務開始は、本年 8 月下旬を予定しておりますが、改めて開始時にはお知らせをさせていただきます。

【本間 久美子 氏略歴】

バンドン工科大学において 4 年間博士課程の研究を行い、その後、インドネシアにおいて日本国大使館及びジャカルタジャパンクラブ（日本商工会議所）にて執務（2014 年～2019 年）。2019 年から 2023 年 7 月まで JICA 専門家として BKPM ジャパンデスク担当として活動。比較文明学博士（立教大学）。